

令和6年第1回砂川市議会定例会

令和6年3月4日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について
報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第 6 議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第 5号 令和5年度砂川市下水道事業会計補正予算
議案第 6号 令和5年度砂川市病院事業会計補正予算
[第1予算審査特別委員会]
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
沢田 広志議員
鈴木 伸之議員
議事日程報告
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
自 3月 4日
至 3月13日 10日間
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告

- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について
 報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第 6 議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算
 議案第 2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
 議案第 3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算
 議案第 4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
 議案第 5号 令和5年度砂川市下水道事業会計補正予算
 議案第 6号 令和5年度砂川市病院事業会計補正予算
 [第1予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議 長	多比良 和 伸 君	副議長	小 黒 弘 君
議 員	是 枝 貴 裕 君	議 員	石 田 健 太 君
	伊 藤 俊 喜 君		山 下 克 己 君
	高 田 浩 子 君		鈴 木 伸 之 君
	中 道 博 武 君		水 島 美 喜 子 君
	沢 田 広 志 君		武 田 真 君
	辻 勲 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守 之
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部 部長	板 垣 喬 博
兼 会 計 管 理 者	安 原 雄 二
総 務 部 審 議 監	堀 田 一 茂
市 民 部 長	

保 健 福 祉 部 長	安 田 貢
経 済 部 長	野 田 勉
経 済 部 審 議 監	畠 山 秀 樹
建 設 部 長	斉 藤 隆 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	山 田 基
病 院 事 務 局 審 議 監	洪 谷 和 彦
総 務 課 長	岩 間 賢 一 郎
政 策 調 整 課 長	玉 川 晴 久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	東 正 人
指 導 参 事	堤 雅 宏
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	川 端 幸 人
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 喬 博
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 田 勉
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	安 武 浩 美
事 務 局 主 幹	斉 藤 亜 希 子
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。ただいまから令和6年第1回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 多比良和伸君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、沢田広志議員及び鈴木伸之議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 多比良和伸君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月13日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は10日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 多比良和伸君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） おはようございます。前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

1ページ、総務部総務課の関係では、2点目のふるさと納税個別相談会について、2月5日から6日まで、既存の返礼品提供事業者を中心に、新規返礼品の開発等を目的としたふるさと納税個別相談会を開催し、13事業所の参加があったところでございます。

次に、2ページ、市長公室課の関係では、2点目の砂川市新年交礼会について、1月5日、砂川パークホテルにおいて開催し、238名の参加をいただいたところでございます。

次に、3点目の地域力UP講座について、12月14日・21日、2月13日の3日間、地域交流センターゆうにおいて、市民活動団体等の活動を担っていく人材の育成と確保を目的に、「市民によるまちづくり」をテーマとして、観光、商業、コミュニティに関心・

興味のある方を対象に「地域力UP講座」を開催し、講師からの講話のほか、ワークショップを実施し、受講者23人、延べ33人の参加があったところでございます。

次に、6ページ、保健福祉部社会福祉課の関係では、1点目の生活困窮世帯年末見舞金について、12月に民生児童委員を通じて79世帯に支給したところでございます。

次に、2点目の砂川市障害者地域自立支援協議会について、12月22日、第1回協議会を開催し、令和6年度から8年度までの3か年を計画期間とする第7期砂川市障がい福祉計画の策定に向けて、第6期計画の進捗状況について報告を行ったほか、障害福祉サービスの利用者等を対象としたアンケート調査の実施等について協議したところでございます。

次に、3点目の砂川市子ども・子育て会議について、2月20日、第1回会議を開催し、令和7年度から11年度までの5か年を計画期間とする第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とするため、未就学児童または小学生児童の属する世帯を対象としたニーズ把握調査の実施等について協議したところでございます。

次に、7ページ、介護福祉課の関係では、2点目の第9期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた取組について、1月24日から2月22日まで、第9期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）に対するパブリックコメントを実施したところ、9名から9件の意見があり、意見の概要と市の考え方をホームページ及び情報公開コーナーで公表したところでございます。また、推進協議会を1月18日及び2月26日に開催し、計画案について協議したところでございます。

次に、11ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目の北海道子どもの国雪中遊具製作協力に関する協定について、12月15日、陸上自衛隊滝川駐屯地において、北海道子どもの国に雪中遊具を設置することで地域の活性化を図ることを目的に、滝川駐屯地司令と1月29日から2月3日を期間とする雪中遊具製作協力に関する協定を締結し、ジャンボ滑り台が製作され、2月4日から開放したところでございます。

次に、6点目のジョブスタIN砂川高校について、2月14日、砂川高校において、砂川の企業を知り、働く意義を考えることを目的として、市内企業等7社23人と砂川高校の1年生62人、2年生11人が参加し、職場紹介やグループ交流などを行ったところでございます。

次に、14ページ、建設部土木課の関係では、4点目の請負代金等請求事件に関する訴訟について、11月24日、第1審原告側から控訴が提起され、3月26日、札幌高等裁判所において口頭弁論を予定しているところでございます。

次に、15ページ、建築住宅課の関係では、6点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の11月から1月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は30件、911万9,000円、次に16ページ、(2)まちなか住まいる等住宅促進補助金は5件、68万6,000円、(3)高齢者等安心住まいる住

宅改修補助金は3件、66万円、(4)住宅用太陽光発電システム導入費補助金は5件、104万9,000円、(5)老朽住宅除却費補助金は11件、398万円をそれぞれ交付したところでございます。

次に、8点目の住み替え支援事業について、各事業の11月から1月までの交付件数及び交付金額は、(1)登録物件促進補助金は7件、70万円、(2)同居近居促進補助金は3件、20万円、(3)子育て支援補助金は9件、130万円、(4)移住促進補助金は5件、100万円、(5)医療・介護従事者移住定住促進補助金は3件、30万円をそれぞれ交付したところでございます。

次に、18ページ、市立病院の関係では、2点目の附属看護専門学校受験状況について、令和6年度の推薦入学試験は、10月19日、応募者12名に小論文・面接試験を実施し、10月26日に12名全員の合格を発表したところでございます。また、一般入学試験は、1月11日に学科試験、12日に面接試験を、応募者26名のうち25名に実施し、2月1日に23名の合格者を発表したところでございます。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 多比良和伸君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。2点目の令和5年度砂川市教育実践表彰については、個人、団体を対象に実践表彰審査会での審議を経て、教育委員会会議で決定いたしました。(1)個人表彰として、砂川中学校3年生の浅川さん、大谷さん、水島さん、1年生の久保さんは、作文コンクールにおいてそれぞれ北海道、全国で優秀な成績を収められました。砂川中学校3年生の竹村さんは、北海道、全国のバドミントン大会男子ダブルスにおいて優秀な成績を収められました。北谷武文氏は、砂川市文化協会会長として社会教育における実践活動に大きく貢献されました。(2)団体表彰として、砂川中学校演劇部は、北海道中学生演劇発表大会において優秀な成績を収められました。砂川中学校バドミントン部は、北海道全国大会の男子団体戦において優秀な成績を収められたところがあります。

次に、2ページ、3点目の中体連全道大会の出場結果について、第56回北海道中学生スキー大会が1月11日から13日まで小樽市で開催され、女子大回転と女子回転に砂川中学校3年生の上村さん、中川さん、1年生の河崎さんが出場し、上村さんが大回転、回転ともに5位となり、全国大会出場となりました。中川さんと河崎さんの成績は、記載のとおりであります。

次に、4点目の中体連全国大会の出場結果について、第61回全国中学校スキー大会が2月6日から9日まで長野県野沢温泉村で開催され、女子大回転と女子回転に砂川中学校3年生の上村さんが出場し、成績は記載のとおりでありました。

次に、5点目のいじめの問題に係る調査について、昨年10月から11月にかけて市内小中学校の全児童生徒を対象にアンケート調査を実施し、調査後に各学校において児童生徒から聞き取り等を行った結果、最終的にいじめと認知した事案は、小学校で87件、中学校で23件、合計で110件となり、各学校では加害児童生徒への指導等を行いました。

次に、6点目の令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について、昨年4月から7月の間に、小学校第5学年及び中学校第2学年を対象に行った調査の結果について、教育委員会会議等へ報告いたしました。

次に、7点目の令和6年度公立高等学校入試出願状況について、北海道教育委員会が2月14日に公表した出願変更後の状況では、砂川高校の出願者数は定員80人に対し51人となり、定員を29人下回りました。

次に、3ページの学校再編課所管では、1点目の義務教育学校の開校に向けた提言書の受理について、11月28日、砂川市立小中学校統合準備委員会において取りまとめられた「義務教育学校の開校に向けた提言書」について、12月8日に教育委員会へ提出されました。

次に、2点目の砂川市小中一貫教育推進委員会の開催について、第4回と第5回の推進委員会を市役所で開催しました。(1)第4回推進委員会を12月13日に開催し、報告及び「砂川市小中一貫教育の目指す姿」策定等の協議を行い、委員出席者は12人でありました。(2)第5回推進委員会を2月5日に開催し、報告及び特別部会の再編について協議を行い、委員出席者は14人でありました。

次に、3点目の砂川市立小中学校統合準備委員会の開催について、第7回と第8回の準備委員会を市役所で開催しました。(1)第7回準備委員会を12月26日に開催し、報告及び義務教育学校の制服及びスクールバスの運行について協議を行い、委員出席者は11人でありました。(2)第8回準備委員会を2月27日に開催し、報告及びスクールバスの運行について協議を行い、委員出席者は15人でありました。

次に、4ページ、5点目の義務教育学校の校名決定について、砂川市立小中学校統合準備委員会より義務教育学校開校に向けた提言書の提出を受け、1月16日開催の第1回砂川市教育委員会会議定例会で義務教育学校の校名について協議を行い、砂川市立砂川学園に決定しました。

次に、社会教育課所管では、1点目の各種事業についての(1)第76回砂川市はたちの集いについて、1月9日、地域交流センターゆうで開催し、対象者159人中112人が参加しました。次に、(2)子ども職場体験活動について、1月12日に対象を1から2年生と3から6年生に分け、家庭教育サポート企業であるコープさっぽろ砂川店、池川

生花店、砂川消防署、シロみんなの工場カフェさんの協力の下実施し、参加者は11人でありました。

次に、6ページ、図書館所管では、1点目の各種事業についての(1)子ども手づくり絵本教室について、12月16日、図書館で開催し、手作り絵本の制作に小学生7人が参加しました。

以上を申し上げます、教育行政報告といたします。

◎日程第5 報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

○議長 多比良和伸君 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について、報告第2号 専決処分の報告についての2件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長 東 正人君 (登壇) 報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、砂川中学校敷地内における草刈り作業時の飛び石による損害賠償金の額の決定についてであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。専決処分であります、草刈り作業の車両事故の損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生日は、令和5年10月4日水曜日午前9時30分頃であります。

事故発生場所は砂川市吉野2条南5丁目1番1号、砂川市立砂川中学校敷地であり、損害賠償の相手方及び相手方車両名、当市業務員につきましては記載のとおりであります。

事故の概要は、学校公務補が砂川中学校敷地にて刈り払い機を使用して作業していた際、飛び石により駐停車していた当該車両の窓ガラスに損傷を与えたものであります。

過失割合につきましては、当市が100%であり、相手方には過失はございません。

賠償金は6万9,245円、専決処分年月日は令和6年2月2日であり、支払い先は記載のとおりであります。

なお、賠償金につきましては、全国市長会学校災害賠償補償保険から全額が補填されるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続いて、報告第2号 専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項につい

て、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、軟式野球場駐車場における草刈り作業時の飛び石による損害賠償金の額の決定についてであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。専決処分であります。草刈り作業の車両事故による損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生年月日は、令和5年9月17日日曜日午後2時頃であります。

事故発生場所は砂川市東7条南8丁目付近、軟式野球場駐車場北側交差点であり、損害賠償の相手方及び相手方車両名、当市業務員につきましては記載のとおりであります。

事故の概要は、屋外体育施設業務員が軟式野球場駐車場の緑地部分にて刈り払い機を使用して作業していた際、飛び石により同駐車場北側交差点で停車しようとしていた当該車両の運転席ドアに損傷を与えたものであります。

過失割合につきましては、当市が100%であり、相手方に過失はございません。

賠償金は8万9,760円、専決処分年月日は令和6年2月9日であり、支払い先は記載のとおりであります。

なお、賠償金につきましては、全国市長会市民総合賠償補償保険から全額が補填されるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより報告第1号及び第2号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、報告2件併せてお伺いしたいと思います。それぞれ専決処分ということで、両方とも砂川市の会計年度任用職員のお二人が事故を起こしたということになるわけですが、それぞれが学校施設だったり体育施設だったりということで、私もよくやるのですけれども、刈り払い機で草を刈っている状態だったと思うのです。飛び石というのは非常に危ないのですが、たまたまこの2件が同じような状況で事故が発生しているので、そのときの作業状況をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 このたびの草刈り機による損害の内容ということでございます。このたびの関係する業務員でありますけれども、現在3年から4年の業務経験を有しております。前職において草刈り作業に携わっていた経歴もございます。作業に当たりましては、防護眼鏡だとか、キックバックという、刃が自分に返ってこないようなもので防護しながら作業しており、また作業に関しましても計画的に場所を選定して、行事だとか授業などを考慮しながら進めているとの報告は聞いております。

両事案についてなのですけれども、報告第1号の砂川中学校の事案では、保護者の方がお子さんの自転車を学校に置くために自転車置場付近に車を停車していたところ、草刈り作業の飛び石により運転席側後部座席のガラスを傷つけてしまい、そのガラスの取替えを行ったものでありまして、また報告第2号の軟式野球場駐車場の事案でございますけれども、駐車場敷地で作業していたところ、近くの交差点で赤信号のため停車しようとしていた車両に対し、草刈り作業の飛び石により運転席のドアを傷つけ、ドアの板金及び塗装をしたものでございます。現場を確認したところ、作業場所と事故発生場所はいずれも10メートル以上離れた場所ではございましたが、両作業員が飛び石による事故を想定し、また周囲の状況に留意しながら作業を行うことで防げたものと考えております。

1件目の事故発生後、各施設において作業する際の安全管理の徹底を図ったところでありましたが、2件続けての発生は心よりおわび申し上げますし、非常に遺憾であると認識しております。2件目が10月4日ということなのですが、それ以降につきましては他の施設はほぼ作業を終えているという状況でありましたので、このような事故は車両だけではなくて児童生徒、歩行者にも危険が及ぶ場合がありますので、作業に際しては飛び石を想定し、車両だとか歩行者が近づいてきたときには必ず作業を中断する、また可能な場合には複数人で作業するなど、日頃から随時に注意喚起と指導を徹底することで安全意識の向上と、再発防止に努めていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 草刈りをやっている途中で、多分ナイロンの草刈り機なのだろうと思うのです。自分でやっても、自分に当たってきたり、飛んでいくというのはよくあることだと思っていて、不思議ではないとは思うのですけれども、ただこのお二人は状況としてお一人で作業をされていたのかどうかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 この草刈り機なのですけれども、ご承知のとおり肩かけ式のもので、刃が金属製のもので対応しております。ナイロンになると石がより遠くに飛ぶということもございますので、これは金具でしております。また、今回に際しましては一人で作業をしていたところであります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 たまたま今回は車で、起こってはよくないのだけれども、相手が車だったということなのですが、それぞれの発生している場所は先ほど次長がおっしゃられたとおりで、特に中学校の場合だと子供たちにもしもということは当然起こり得ると思うのです。もし子供の目にでも当たっていたら大変なことになると思うのですけれども、今後、国道あたりで道路の除草作業を刈り払いでやっているときは大きな板で飛ばないように措置でやっていることも見かけたりするのですけれども、なかなか砂川市の場合だとそこまでは、いつも複数でやるというのは厳しいものなのかどうか、その辺のことを最後にお伺い

いしながら、中学校や体育施設などは、人が結構出入りするような時間帯もあり得る場所での事故なものですから、十分気をつけていただきたいと思いながら、今の質問にお答えをいただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 議員さんがおっしゃいますとおり、車も駄目なのですけれども、人にぶつかって人身事故となることだけは避けなければならないと考えております。作業する者については、体育施設業務員はまだ複数名おりますので、ここは複数の対応も可能だとも考えておりますし、学校においても複数で対応可能な場合には、例えば見守りをするだとか、人が近づかないような措置をしていかなければならないと考えております。今後につきましては、おっしゃいました防護ネットということなどの活用も検討しながら今後作業を進めてまいりたいと考えています。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号及び第2号を終わります。

- ◎日程第6 議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算
- 議案第4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第5号 令和5年度砂川市下水道事業会計補正予算
- 議案第6号 令和5年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第6、議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第5号 令和5年度砂川市下水道事業会計補正予算、議案第6号 令和5年度砂川市病院事業会計補正予算の6件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 私から議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第9号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,552万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億3,475万7,000円とするものであります。

第2条は、継続費の補正であります。8ページ、第2表、継続費補正に記載のとおり、10款教育費、1項教育総務費の義務教育学校建設移転支援業務等委託について総額と年割額を補正するものであります。

第3条は、繰越明許費の補正であります。9ページ、第3表、繰越明許費補正に記載のとおり、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍附票システム改修事業、3款民生費、1項社会福祉費、地方創生臨時交付金事業（給付金・定額減税一体支援枠分）、同じく、2項児童福祉費、地方創生臨時交付金事業（給付金・定額減税一体支援枠分）、4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、6款農林費、1項農業費、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金について令和6年度に繰り越すものであります。

第4条は、債務負担行為の補正であります。10ページ、第4表、債務負担行為補正に記載のとおり、電算システム機器購入、し尿収集運搬委託に係る限度額の補正及び中央小学校プール上屋シート購入に係る限度額の設定を行うものであります。

第5条は、地方債の補正であります。11ページ、第5表、地方債補正に記載のとおり、公営住宅建設事業債から地域活性化事業債までについて1,110万円を減額し、補正後の限度額を11億9,300万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、多くが決算見込みによる事業費の確定によるものでありますので、主なもの並びに二重丸及び説明にアンダーラインを付してある新規事業を中心に説明してまいります。

92ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費で95ページ、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の社会福祉事業振興基金積立金4億3,319万6,000円及びまちづくり事業基金積立金6億6,961万3,000円の補正は寄附金を各基金に積み立てるものであり、財政調整基金積立金2,992万9,000円の補正は財源調整を行うため、積み立てるものであります。

次に、100ページ、同じく10目市民生活推進費で二重丸の各路線のバス運行に要する経費は、それぞれの路線につき令和4年10月1日から令和5年9月30日の運行期間における赤字を関係自治体において負担するもので、二重丸、滝川美唄線バス運行に要する経費の収支不足額補償金422万円の補正は、滝川美唄線における赤字補填対象額1,087万6,000円について砂川市、滝川市、奈井江町、美唄市の路線距離数に応じた負担率38.8%に基づき負担するものであります。同じく二重丸、滝川奈井江線バス運行に要する経費の収支不足額補償金298万7,000円の補正は、滝川奈井江線における赤字補填対象額485万1,000円について砂川市、滝川市、奈井江町の路線距離数に応じた負担率61.56%に基づき負担するものであります。同じく二重丸、歌志内線バス運行に要する経費の収支不足額補償金316万8,000円の補正は、歌志内線における赤字補填対象額1,931万2,000円について砂川市、赤平市、滝川市、歌志内市、上砂川町の赤字負担広域路線数による軽減係数を路線距離数に乗じて算出する負担率

16. 4%に基づき負担するものであります。

次に、102ページ、同じく12目電算管理費で105ページ、二重丸、文書管理・電子決裁システム導入に要する経費のシステム導入委託料291万円、保守点検委託料340万6,000円、システム使用料88万5,000円の減額は、事業費確定による減であります。

次に、106ページ、同じく3項1目戸籍住民基本台帳費で一つ丸、戸籍住民基本台帳に要する経費の戸籍システム改修委託料8万8,000円の補正は市長名の文末印の印影登録を行うためシステムの設定変更を行うものであり、戸籍附票システム改修委託料24万6,000円の補正は戸籍への氏名の振り仮名の記載を必須とする戸籍法の改正内容を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、戸籍附票システムについて氏名の振り仮名の記載に対応するためシステムの改修を行うものであります。今年度中の改修は難しいことから、繰越明許費として翌年度に繰り越して実施するものであります。

次に、114ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、地方創生臨時交付金事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分）に要する経費の物価高騰対策事業、物価高騰対策生活支援特別給付金126万円の補正は、令和5年6月の定例会において補正予算を計上した事業であります。国の住民税非課税世帯に対する1世帯当たり3万円の特別給付金支給事業の支給対象とならない令和5年度住民税の均等割のみが課税されている世帯に対し1万8,000円支給、北海道の支給分と合わせ3万円とするものであり、令和5年度課税状況の確定等による対象世帯数の増によるものであります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（物価高騰対応重点支援分）に要する経費の社会福祉施設等物価高騰対策支援事業、物価高騰対策支援給付金300万円の補正は、令和5年12月の定例会において補正予算を計上した事業であります。光熱費等の物価高騰の影響を受けて厳しい経営環境にありながらも法定価格による安定的なサービス供給を継続されている介護、障がい福祉、医療サービス等の事業所を対象に市独自の支援策として給付金を支給するもので、光熱費等の加算額の増によるものであります。

同じく2目障害者福祉総務費で一つ丸、障害者福祉システムに要する経費のシステム改修委託料27万5,000円の補正は、予定されている障がい福祉サービス等の報酬改定に対応するためのシステム改修委託料であります。

次に、116ページ、同じく3目知的障害者福祉費で一つ丸、知的障害者自立支援に要する経費のうち自立支援給付費2,602万円の補正は、利用者数の増によるものであります。

同じく4目身体障害者福祉費で一つ丸、身体障害者自立支援に要する経費のうち自立支援医療費694万9,000円の補正及び自立支援給付費499万3,000円の補正は、利用者数の増によるものであります。

次に、118ページ、同じく5目精神障害者福祉費で一つ丸、精神障害者自立支援に要する経費のうち自立支援給付費528万1,000円の補正は、利用者数の増によるものであります。

同じく6目老人福祉費で121ページ、二重丸、社会福祉法人砂川福祉会運営費補助金120万4,000円の補正は、砂川福祉会がICT機器、ソフトウェア等の導入により職員の事務負担の軽減及びデータ連携の効率化を図る業務改善を行うための会計システムクラウド化事業に対し事業費の一部を補助し、安定的な事業運営の確保を図るものであります。

同じく2項1目児童福祉総務費で一つ丸、児童の養育に要する経費の児童手当565万円の減額、同じく一つ丸、乳幼児等医療に要する経費のうち医療費扶助141万7,000円の減額、次に123ページ、同じく一つ丸、母子父子福祉に要する経費のうち児童扶養手当1,078万円の減額、同じく2目障害児福祉費で一つ丸、障害児自立支援に要する経費のうち自立支援給付費384万1,000円の減額は、給付実績の減によるものであります。

次に、130ページ、同じく3項2目扶助費で一つ丸、生活保護費のうち介護扶助230万2,000円、医療扶助2,014万1,000円及び葬祭扶助128万5,000円の補正は、受給者数の増によるものであります。

次に、132ページ、4款衛生費、1項2目予防費で135ページ、二重丸、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費3,325万5,000円の減額は、それぞれ実績に伴う減であります。

次に、136ページ、同じく4目環境衛生費で一つ丸、砂川地区保健衛生組合負担金で528万2,000円の減額は、火葬場使用料、ごみ処理手数料及び資源ごみ売払収入の増による負担金の減であります。

次に、140ページ、5款労働費、1項1目労働諸費で一つ丸、シルバー人材センターに要する経費のシルバー人材センター運営費補助金250万円の補正は、光熱費等の物価高騰、さらには人手不足などの影響を受けて厳しい経営環境にある同事業所に対し、安定的な経営ができるよう運営に係る経費の一部を補助するものであります。

次に、142ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で145ページ、二重丸、畑地化促進事業補助金631万8,000円の補正は、水田を畑地化する農業者に対し、畑地利用への円滑な移行を促すことを目的とする畑地化促進事業について北海道より1次採択に加え2次採択されたことから、畑地化に伴い支払いが生じる土地改良区の地区除外決済金、また畑地化協力金について支援するものであります。同じく二重丸、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金185万円の補正は、燃料費高騰の長期化を踏まえ、燃料費負担が大きい施設園芸のエネルギー転換に向けた取組を支援することに加え、資材価格が高騰する中、高温障害による収量減のリスクに対応するための遮光ネットやフィルム等の暑熱軽

減効果のある資材等の購入に対して支援するものであり、繰越明許費として翌年度に繰り越して実施するものであります。

次に、148ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費のうち中小企業等振興補助金149万9,000円の補正は、中小企業等振興条例に基づき、市内の創業間もない1事業者に対し、認知度の向上や販路拡大のために実施する広告等に必要な経費の一部を助成するもの、また商業地域等の空き店舗を解消するため、空き店舗活用により出店した3事業者に対し、空き店舗賃借料の一部を助成するものであります。同じく二重丸、企業振興促進補助金225万3,000円の補正は、企業振興促進条例に基づき、工場施設等を建設した2者に対する補助金であります。同じく一つ丸、地域おこし協力隊に要する経費1,107万8,000円の減額は、協力隊員を募集したものの採用に至らなかったこと及び事業実績による減であります。次に、151ページ、同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分）に要する経費の中小企業振興対策事業、プレミアム商品券発行事業補助金633万9,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。

次に、152ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費のうち修繕料645万9,000円の補正は、道路の修繕の増によるものであります。次に、155ページ、同じく一つ丸、除排雪に要する経費の除排雪等委託料1億500万円の補正は、12月25日から1月26日までの間に行われた排雪作業及び暖気による緊急路面整正の実施のほか、人件費等が増加したことなどによる増であります。同じく一つ丸、流雪溝の維持管理に要する経費のうち光熱水費371万円の補正は、流雪溝維持に係る電気料の増によるものであります。

同じく3目道路橋梁新設改良費で二重丸、道路橋梁新設改良事業費2,008万5,000円の減額は、事業費確定によるものであります。

次に、160ページ、同じく5項2目住宅管理費で二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費2,266万6,000円の補正は、各補助金の交付状況に基づくものであります。同じく二重丸、住み替え支援事業に要する経費115万1,000円の補正のうち各補助金の補正は、それぞれの交付状況に基づくものであります。

次に、162ページ、9款消防費、1項1目消防費で一つ丸、砂川地区広域消防組合負担金2,243万3,000円の減額は、砂川署の構成員の変更に伴う給料、職員手当及び負担率の変更に伴う退職手当組合納付金などの共済費等、人件費の減によるものであります。

次に、164ページ、10款教育費で166ページ、2項1目小学校管理費で二重丸、ICTシステム導入に要する経費のうち備品購入費667万円の減額は、校務用パソコン30台の更新に係る事業費確定によるものであります。

次に、170ページ、同じく3項1目中学校管理費で二重丸、スクールバスの運行管理

に要する経費のうち運行管理委託料（債務負担第2年次分）883万7,000円の減額は、事業費確定によるものであります。次に、173ページ、同じく二重丸、ICTシステム導入に要する経費のうち備品購入費243万4,000円の減額は、校務用パソコン10台の更新に係る事業費確定によるものであります。

次に、174ページ、同じく4項1目社会教育費で179ページ、一つ丸、地域交流センターの運営管理に要する経費の運営管理委託料236万1,000円の減額は光熱水費の減によるものであり、各工事費の減額はそれぞれの事業費確定によるものであります。

次に、184ページ、同じく6項1目給食センター費で二重丸、地方創生臨時交付金事業（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分）に要する経費の食材価格高騰対策事業、食材価格高騰対策補助金130万1,000円の補正は、令和5年6月の定例会において補正予算を計上した事業であります。食材等の物価高騰による保護者の負担を増加させないよう、価格高騰分を給食費に転嫁することなくこれまで同様の給食を提供するものであり、実績に基づく増であります。同じく二重丸、学校給食費無償化補助金864万3,000円の減額は、子育てに係る経済的負担の軽減のため令和5年8月から児童生徒の学校給食費を無償化しているものであり、実績に基づく減であります。

次に、190ページ、12款諸支出金、2項1目国保会計繰出金859万円の補正は、保険基盤安定分の増が主なものであります。

同じく3目病院会計繰出金6,957万4,000円の補正は、一般会計で受領している病院に対する寄附金の管理替えが主なものであります。

同じく4目介護保険会計繰出金606万8,000円の減額は、介護給付費分の減が主なものであります。

次に、192ページ、同じく5目後期高齢者医療会計繰出金3,069万1,000円の減額は、療養給付費分の減が主なものであります。

次に、194ページ、13款職員費、1項1目職員費で一つ丸、職員の給与等に要する経費760万6,000円の増は、人事院勧告に伴う給料、期末、勤勉手当の増が主なものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては13ページ、総括でご説明申し上げます。1款市税で9,422万3,000円の補正は、市民税5,941万5,000円の増、固定資産税2,421万3,000円の増が主なものであります。

7款地方消費税交付金で1,000万円の減額は、地方消費税が当初見込みを下回ったことによるものであります。

11款地方交付税で2億8,998万4,000円の補正は、普通交付税8,998万4,000円の増及び特別交付税2億円の増であります。普通交付税は当初46億7,200万円と見込んでおりましたが、国税収入の補正等に伴い、12月に再算定が行われ、普通交付税の交付基準額及び調整額の復活など地方交付税が追加交付されたことから、普

通交付税の決定額が47億6,198万4,000円で確定したことによる増であります。また、特別交付税は当初6億円を見込んでおりましたが、今年度の12月交付決定額及び昨今の交付状況により、3月交付も一定程度確保できると見込んだものであります。

14款使用料及び手数料で1,289万2,000円の減額は、市営住宅使用料1,130万9,000円の減が主なものであります。

15款国庫支出金で3,829万9,000円の減額は、各事業の事業費確定などによる国庫負担金、国庫補助金の増減によるものであります。

16款道支出金で1,417万円の補正は、各事業の事業費確定などによる道負担金、道補助金の増減によるものであります。

17款財産収入で1億8,966万円の補正は、旧中央小学校跡地などの土地売却収入1億8,409万9,000円の増が主なものであります。

18款寄附金で12億71万8,000円の補正は、まちづくり事業などに対する市民の皆さんからの寄附金のほか、ふるさと納税による寄附金が主なものであります。

19款繰入金で5億9,825万9,000円の減額は、財政調整基金繰入金5億6,814万5,000円の減は財政調整による減であり、まちづくり事業基金繰入金1,284万2,000円の減、社会福祉事業振興基金繰入金1,697万5,000円の減は事業費確定による事業に充てる繰入額の減であります。

22款市債で1,110万円の減額は、事業費確定による予定された起債額の減及び過疎対策事業債、過疎地域持続的発展特別事業債の増、臨時財政対策債の減が主なものであります。

以上が歳入の主なものであります。

なお、196ページから199ページに継続費に関する調書、200ページに債務負担行為に関する調書、202ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 議案第2号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

議案第2号の提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 (登壇) 私から議案第2号、議案第4号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,426万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,256万2,000円とするものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。22ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で143万円の減額は、主に一般管理事務に要する経費のうち、給料及び北海道クラウド運用負担金の減によるものであります。

26ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目療養給付費で1,417万3,000円の減額は、1日当たり医療費の減によるものであります。

2項1目高額療養費で1,486万8,000円の増額は、1件当たりの高額療養費の増によるものであります。

30ページをお開き願います。5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で344万6,000円の減額は、主に健診委託料の減によるものであります。

32ページをお開き願います。6款基金積立金、1項1目基金積立金で1,779万2,000円の補正は、国保基金積立金の増によるものであります。

34ページをお開き願います。8款諸支出金、1項1目一般被保険者過年度過誤納還付金で35万円の補正は、一般被保険者に係る過年度過誤納還付金の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明いたします。1款国民健康保険税で1,621万6,000円の補正は、一般被保険者分で1,622万5,000円の増、退職被保険者分で9,000円の減によるものであります。

2款国庫支出金で69万3,000円の減額は、主にデジタル基盤改革支援事業費の減及び社会保障・税番号制度システム整備費の皆増によるものであります。

3款道支出金で1,008万9,000円の減額は、主に保険給付費に対して北海道より交付される保険給付費等交付金普通交付金の増及び保険給付費等交付金特別交付金のうち特別調整交付金の減によるものであります。

5款繰入金で859万円の補正は、一般会計繰入金の増によるものであります。

7款諸収入で24万2,000円の補正は、被保険者返納金の増及び特定健康診査等負担金の減によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,285万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,946万5,0

00円とするものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。18ページをお開き願います。1款総務費、2項1目徴収費で5万円の減額は、主に印刷製本費の減によるものであります。

20ページをお開き願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で5,257万5,000円の減額は、主に保険料分負担金及び療養給付費分負担金の減によるものであります。

22ページをお開き願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で20万3,000円の減額は、主に健康診査事業費のうち後期高齢者健康診査委託料の減によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明いたします。1款後期高齢者医療保険料で1,019万5,000円の減額は、主に現年度分保険料の被保険者数の減及び軽減額における所得割超過額の増によるものであります。

2款後期高齢者医療広域連合支出金で6万3,000円の減額は、健康診査等受診料向上特別事業費補助金の減によるものであります。

3款繰入金で3,069万1,000円の減額は、主に一般会計繰入金の事業費分繰入金金の増及び療養給付費分繰入金金の減によるものであります。

4款繰越金で16万9,000円の補正は、前年度繰越金の確定によるものであります。

5款諸収入で1,207万5,000円の減額は、主に健康診査収入及び保健・介護一体的実施推進事業収入の皆減によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,485万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億4,208万4,000円とするものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。24ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費で3,019万9,000円の減は、短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護の利用者が見込みより少なかったことなどによるものであります。

3目施設介護サービス給付費で1,008万円の増は、介護老人福祉施設の入所者が見込みより多かったことなどによるものであります。

28ページをお開き願います。2項1目介護予防サービス給付費で649万5,000

円の減は、通所リハビリテーション及び特定施設入居者生活介護の利用者が見込みより少なかったことなどによるものであります。

36ページをお開き願います。4款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費で760万1,000円の減は、訪問型サービス、通所型サービスの利用者が見込みより少なかったことなどによるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。1款保険料で723万3,000円の減は、被保険者数が見込みより少なかったことによるものであります。

2款分担金及び負担金で2万7,000円の減は、紙おむつ利用件数が見込みより少なかったことによるものであります。

3款国庫支出金で2,511万8,000円の減、4款支払基金交付金1,123万3,000円の減、5款道支出金555万4,000円の減は、主に歳出の保険給付費の減に伴う国、社会保険診療報酬支払基金及び北海道の負担ルール分の補正によるものであります。

7款繰入金で430万7,000円の増は、主に歳入の保険料等の減に伴う介護給付費準備基金繰入金の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 齊藤隆史君（登壇） 議案第5号 令和5年度砂川市下水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条は、今回の補正予算を第1号とするものであります。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものであり、公共下水道事業において年間有収水量は4万立方メートル減の133万3,000立方メートルとし、個別排水処理施設事業において年間有収水量は262立方メートル減の2万5,877立方メートルとし、主要な建設改良事業において公共下水道整備事業は75万8,000円増の4,552万6,000円、個別排水処理施設整備事業は1,122万8,000円減の318万2,000円とするものであります。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであり、下水道事業収益は1,043万9,000円減額し、収入の総額を7億5,703万5,000円に、下水道事業費用は374万円補正し、支出の総額を5億4,653万8,000円とするものであります。

2ページをお開き願います。第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものであり、本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,641万6,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額424万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,843万4,000円、減債積立

金8,965万9,000円及び当年度利益剰余金処分額8,407万5,000円で補填するものとする。」に改めるものであります。これは、資本的収入で1,944万1,000円を減額し、収入の総額を7,440万4,000円とし、資本的支出で192万2,000円を減額し、支出の総額を4億3,082万円とするものであります。

第5条は、予算第5条に定めた企業債の補正であり、限度額について下水道資本費平準化債は40万円減額し、880万円に、公共下水道整備事業債は200万円減額し、650万円に、個別排水処理施設整備事業債は650万円減額し、180万円に、過疎対策事業債は550万円減額し、750万円に、限度額の総額を1,440万円減額し、5,330万円とするものであります。

第6条は、予算第8条で定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費において職員給与費3,205万1,000円を3,297万2,000円に改めるものであります。

第7条は、予算第9条で定めた他会計からの補助金において、本文中、1億7,251万7,000円を1億7,263万7,000円に改めるものであります。

第8条は、予算第10条で定めた利益剰余金の処分において、本文中、当年度利益剰余金のうち1億5,328万5,000円を当年度利益剰余金のうち8,407万5,000円に改めるものであります。

続きまして、4ページをお開き願います。収益的収入であります。1款下水道事業収益、1項営業収益における1,210万円の減額につきまして、内訳として1目下水道使用料で1,145万7,000円の減額は汚水排出量の減によるものであり、2目雨水処理負担金で64万3,000円の減額は雨水処理に要する経費の減によるものであります。

2項営業外収益における166万1,000円の補正につきまして、内訳として2目他会計補助金で12万円の補正は分流式下水道に要する経費などの増によるものであります。

3目長期前受金戻入で154万1,000円の補正は、償却資産の増によるものであります。

6ページをお開き願います。収益的支出であります。1款下水道事業費用、1項営業費用における309万7,000円の補正につきまして、内訳として1目管渠費で309万5,000円の補正は公共污水柵の修繕の増などによる修繕費397万円の増が主なものであり、2目ポンプ場費で98万2,000円の補正はポンプ場の修繕費98万円の増が主なものであり、3目流域下水道管理費で54万3,000円の補正は令和4年度の処理費用の増加などによる石狩川流域下水道組合負担金調整額の増によるものであり、4目個別排水処理施設費で10万5,000円の減額は浄化槽の検査手数料10万5,000円の減が主なものであり、5目総係費で115万6,000円の減額は各種負担金128万4,000円の減が主なものであり、ここで8ページをお開き願います。6目減価償却費で29万3,000円の減額は令和4年度の償却資産取得による有形固定資産減価償却

費の減が主なものであり、7目資産減耗費で3万1,000円の増額は北光1号マンホールポンプ改築工事に係る増によるものであります。

2項営業外費用における64万3,000円の補正につきましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費で64万3,000円の増額であり、利率見直し方式で借り入れた起債の利率変更による企業債利息の増によるものであります。

10ページをお開き願います。資本的収入であります。1款資本的収入、1項企業債における1,440万円の減額は、1目企業債で下水道資本費平準化債ほか、事業費の確定などによるものであります。

2項出資金で23万6,000円の減額は、1目出資金で地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費の減によるものであります。

3項国庫補助金における471万円の減額は、1目国庫補助金で公共下水道事業費確定による減であります。

4項分担金及び負担金における14万5,000円の補正につきまして、内訳として1目分担金で42万5,000円の減額は個別排水処理施設設置基数の減を見込んだことによるものであり、2目負担金で57万円の補正は第2負担区分の増などによるものであります。

5項長期貸付金収入における24万円の減額は、1目一般貸付金収入で新規貸付件数の減を見込んだことによるものであります。

12ページをお開き願います。資本的支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費における848万円の減額につきまして、内訳として1目公共下水道整備事業費で75万8,000円の補正は人事異動に伴う対象職員の変更による給料の増が主なものであり、2目流域下水道整備事業費で199万円の補正は流域下水道整備工事負担金の増によるものであり、負担金につきましては令和6年度に一部繰越しとなる予定であります。

3目個別排水処理施設整備事業費で1,122万8,000円の減額は、合併処理浄化槽設置工事の設置基数の減を見込んだことによる工事請負費の減によるものであります。

2項企業債償還金で655万8,000円の補正は、1目企業債償還金の公共下水道事業の増によるものであります。

なお、14ページ以降につきましては財務諸表など予算に関連する資料となりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 議案第6号 令和5年度砂川市病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページを御覧いただきたいと存じます。第1条は、今回の補正予算を第1号とするものであります。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものであり、病床数を令和5年

4月に精神科における医療提供体制を2病棟から1病棟へ変更したため40床減の458床とし、年間患者数を入院で3万7,633人減の10万7,195人、外来で3,072人減の22万8,211人とし、1日平均患者数を入院で103人減の293人、外来で13人減の939人とするものであります。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであり、病院事業収益は7億2,150万4,000円を減額し、収入の総額を139億9,095万1,000円、病院事業費用は8,676万2,000円を減額し、支出の総額を155億8,961万1,000円とするものであります。

2ページになります。第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものであり、本文括弧書き中「不足する額5億9,634万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金5億9,634万2,000円」を「不足する額5億1,345万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金5億1,345万3,000円」に改めるものであります。これは、資本的収入で164万2,000円減額し、収入の総額を10億7,496万5,000円、資本的支出で8,453万1,000円減額し、支出の総額を15億8,841万8,000円とするものであります。

第5条は、予算第6条に定めた企業債の補正であり、院舎改修事業で5,390万円の皆増、医療機械器具整備事業で1億7,310万円を減額し、補正後限度額を5億1,510万円、総額5億6,900万円に限度額を補正するものであります。

第6条は、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費を81億6,549万8,000円とするものであります。

4ページになります。初めに、収益的収入であります。1項医業収益は9億8,678万9,000円を減額するもので、内訳は1目入院収益で10億3,210万8,000円の減額、2目外来収益で5,401万7,000円の増額、3目その他医業収益で869万8,000円の減額であります。入院収益の減額は、臨地実習を経験していない看護師が入職したことから入院制限を行ったことや新型コロナウイルス感染症が昨年5月に感染症法上の分類を5類に引き下げられましたが、全国の公立病院でも見られるように患者数がコロナ禍前の水準に戻ってこないことなどから、診療単価は増加したものの患者数が大きく減少したことによるものであります。外来収益の増額は、患者1人当たりの診療単価の増によるものであります。その他医業収益については、文書料等の減によるものであります。

2項医業外収益における2億907万9,000円の増額は、主に2目補助金で感染症病床確保促進事業補助金などの補助金の増によるものであります。

6ページになります。3項看護専門学校収益における3,000万3,000円の増額は、主に2目負担金交付金で看護専門学校における収支補填分の増によるものであります。

4項院内保育事業収益における43万8,000円の増額は、主に1目保育料収益の増

加によるものであります。

5項特別利益における2,576万5,000円の増額は、1目過年度損益修正益で前年度以前の医療費調定等の修正益によるものであります。

8ページになります。収益的支出では、1項医業費用において8,159万5,000円を減額するもので、1目の給与費の1,914万6,000円の減額は、給料で予定採用人数の減や年度途中の退職者の増により、手当及び法定福利費の減となったことが主な要因となっております。

10ページになります。2目材料費では6,755万7,000円の増額で、主に薬品費で高額薬品の使用が減少したものの検査、手術の増加に伴い診療材料費で増加したものであります。

3目経費では1億2,404万3,000円の減額で、12ページになります。主に8節光熱水費で燃料調整単価の減少による電気料の減、また12節修繕費でエックス線の発生装置の交換が少なかったため、医療機器用が減額したものであります。

4目減価償却費では360万8,000円の減額で、主に器械備品に係るものであります。

6目研究研修費では235万5,000円の減額で、予定していた講演会などを実施しなかったことなどによるものであります。

14ページになります。2項医業外費用における227万1,000円の増額は、主に1目支払利息及び企業債取扱諸費、1節企業債利息で借入利率の上昇によるものであります。

3項看護専門学校費用における840万1,000円の減額は、主に2目経費、4節旅費交通費において会議や研修のオンライン参加による減額、次のページになります。8節光熱水費において燃料調整単価の減少による電気料の減などによるものであります。

4項院内保育事業費用における273万7,000円の減額は、主に1目経費、6節委託料で院内保育所利用者減少に伴う院内保育業務の減額によるものであります。

5項特別損失における370万円の増額は、1目過年度損益修正損で前年度以前分の医療費調定等の修正損によるものであります。

18ページになります。資本的収入における164万2,000円の減額は、1項企業債において院舎改修事業及び医療機械器具整備事業で事業確定により1億1,920万円の減額、3項補助金において感染症に係る医療機器購入の補助金6,600万円の増額によるものであります。

20ページになります。資本的支出における8,453万1,000円の減額は、1項建設改良費、2目資産購入費において入札差金等による8,324万1,000円の減額です。

3項1目長期貸付金において看護学生修学資金が当初予定していた貸付者数を下回った

ことに伴う102万円の減額によるものであります。

22ページ以降は関連資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第1号から第6号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私は、議案第6号です。令和5年度砂川市病院事業会計補正予算について総括質疑を行いたいと思います。

今事務局長から提案説明もありましたが、補正予算書4ページを見ると、特に入院収益ですが、当初予算に比較して10億円以上の減額の補正となっております。一般会計等だとせいぜい何百万、何千万の減額補正というのはまずないわけですが、たとえ病院事業会計が150億を超えるような予算だとしても、入院収益の10億円以上の減額補正というのは危機を感じるくらいな金額だと私は考えています。先ほど若干の提案説明があったのですが、もう少し詳しく10億円以上減額補正になった要因についてをお伺いいたします。

2点目になるのですが、先ほど1問目でお伺いしていますけれども、医業収益が大幅に減少しているのですが、医業費用に関しては8,000万円程度の減額でしかないので。普通に考えても簡単に分かるわけです。入ってくるのが大きく減少したのだけれども、出ていくものが僅かしか減少していないということは、赤字がかさんだということではないわけです。この辺のこと、どうしてこうなったのだろう。収入が少なくなっていくと費用も少なくなっていくかなとは、普通商売だったらそうかなと思うのですが、当然病院も商売をやっているのと同じことなので、この辺はどうしてこうなのだろうということをお伺いいたします。

最後に、3点目なのですが、医業費用の一部ではあるのですが、給与費の関係です。私は、長いこと議員をやっています。病院事業もずっと見つめてはきているのですが、80億円を超える給与費というのは今まで数字として見たことがありません。まさに病院始まって以来の80億円を超えるという給与費だと思うのですが、なぜこんなに給与費が膨らんでいるのか、この辺の要因もお伺いをして、1回目の質疑を終わります。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 3点ほど質疑がありましたので、順次ご答弁申し上げます。

1点目、当初予算に対して入院収益で10億円以上の減額補正となった、その理由についてでありますけれども、令和5年度の予算編成時には、令和5年5月に新型コロナウイ

ルス感染症の類型が感染症法上の2類感染症から5類感染症に引き下げられてインフルエンザと同等の取扱いになることが報道されており、令和5年度予算においては入院患者はコロナ禍以前に戻ってくるという予測をし、病床利用率を平成30年度の80%、令和5年度の76.1%、これを参考に79.5%と予定したところですが、結果として63.9%にとどまったことが大きな要因であると考えております。また、全国的な傾向としましては、一般社団法人全国公私病院連盟が今年2月にまとめた病院運営実態分析調査の病床規模別で400床から499床、その病床利用率を見ますと令和元年度が72.8%から令和5年度67.9%と約4.9ポイント低下しており、平均在院日数についても令和元年度12.7日から令和5年度11.3日へ約1.4日短縮されています。コロナ禍明けの入院患者数の減少は全国的な問題と捉えており、道内の自治体病院と情報交換しても同様な状況であると伺っております。

当院の病床利用率が減少した主な要因としましては、令和5年度の当初予算では精神科を2病棟80床にて運用を予定しておりましたが、効率的な病床運営を行うため1病棟40床とし、総合病院における精神科病床として身体合併症や急性期に特化した運用に変更し、長期入院となる患者については管内の精神科病院と連携し、対応したことによるものであります。

また、昨年同様に病棟内でのコロナウイルスによる院内感染が度々発生したことに伴い、早期終息、感染拡大防止を目的とし、入院制限、早期退院を実施しており、令和元年度と比較して延べ患者数で約3万7,000人の減少、うち精神科は1万4,000人の減少、平均在院日数で2日程度の短縮が見られますし、今年度入職した看護師は、先ほどご説明いたしましたが、病院での臨地実習を経験しておらず、病棟での指導体制を強化して育成しております。指導には先輩看護師の労力も必要とされることから、4月から6月まで入院を一部制限しながら病棟運営を行ったことによるものであります。さらに、新型コロナウイルスが5類感染症となりましたが、ウイルスの性質が弱毒化したわけではなく、感染症は強く、高齢者等は一定程度重篤化するため、引上げ前の2類感染症と同等の対策や対応を継続したことによるものであります。これらのことから、コロナ禍以前は比較的うまくいっていた適切な病床管理がコロナ禍により崩れてしまい、令和5年度も余波を受けたと分析をしております。

2点目の医業収益が大幅に減少、ただ医業費用は8,000万程度しか減少していない、その理由についてであります。医業費用のうち給与費につきましては、医業収益、すなわち患者数の増減の影響は受けにくい費用でありまして、当初予算に近い執行額となったところであります。材料費や燃料費についてはエネルギー価格の高騰により、A重油、診療材料、備品など価格の上昇が影響し、増額となったところであります。また、材料費については、内科や精神科、形成外科といった診療材料をあまり使わない診療科の患者数が大幅に減少し、収益が減少した反面、診療材料を多く必要とする循環器内科、整形外科、

眼科において手術や検査が増加したため、当初予算と比較して約1億6,000万円の増加となったところであります。収益の減少に対して材料費が増加するといった収益と費用が連動しない状況が生じたことによるものであります。

3点目の給与費が80億円を超えた要因についてですが、当院は救急、周産期、小児医療など特殊部門に係る医療提供や高度急性期医療から回復期、在宅医療にも対応しております。このような中、職員数では医師の増員や高度医療に対応すべく医療技術員の増員、医師の事務作業の負担軽減を図るための医師事務作業補助者の増員、入院患者の高齢化や要介護患者に対応するため介護福祉士の増員など、近年の医療の質や安全性の向上、さらには高度化、複雑化に伴う業務の増大に対応できるよう、職員の増員を図ってきたところであります。また、定期昇給、昇格による自然増、人事院勧告の給与改定による増、看護職員等処遇改善手当の新設、医師の負担軽減として大学からの出張医の応援件数の増加等が主な要因となっております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 もうお昼が近いのですけれども、2回目の質問をします。

先ほどのお答えによりますと、病床利用率の関係なのですけれども、これは先ほどの議案書を見て、出し方なのですけれども、当初で1日平均患者数を病床数で割り算すると病床利用率が出ると計算していいですよ、普通でいくと。それで単純に計算すると、当初予算では入院患者数の病床利用率は86.4%になって、この補正予算で入院患者が1日平均103人も減ってしまったので、63.7%になるという計算なのです。でも、先ほどは病床利用率も違っていたかと思うのですけれども、何を言いたいかということ、当初の予算よりこんなに減ってしまったということが言いたいことなのですけれども、今のご答弁でいくと精神科を80床を40床にしたことが大きかった。そこが大きかったのなら、何でこうやって減らしてしまったのだらうとも思うのです。今まで精神科は、ずっと病院事業を続けている中で収益が高いという認識を私はしているのです。ここら辺のところはあまり減らさないほうがいいというのが今までのやり方で、やってきたかと思うのです。そこを40床減らして、結局入院患者も減っていくということであるのには間違いのないわけなのですけれども、ただ当初予算のときにもう既にその数字は分かっていたのではないかと私は思うのです。80床を40床に減らすということは、当然40床を減らした数字で当初予算を組んでいかなかったらまずいわけなので、そこは織り込み済みだと私は基本的には思っているのですけれども、そこは違っていたのかどうかです。

それから、もう一つ、えっと思うのは、先ほどの答弁で4月から6月まで入院制限をしていたと、その理由が看護師が不慣れだと言ったかどうか分かりませんが、私にはそう聞こえたのです。看護師さんが新人ばかりだったのか、慣れていない方が多かったのか。その研修のために入院制限をもししたのなら、これは本当に大変なことです。こんなことが毎年4月から6月の間で行われるといたら、とても八十何%の病床利用率なんか

は確保できないと、今答弁を聞いて余計心配になったのですけれども、こんな理由は今までなかったですよ。看護師さんがまだきちんと育てていないから入院制限したなんていう話、何でそんな、話になるのでしょうか。

コロナが5類になったのだけれども、院内感染も何回かあった。これも分からないではないのですけれども、コロナは今5類になったのだけれども、完全に収まるのだろうかという思いはあるし、それ以上にこれから今までやっていたワクチンもそう頻繁には国は、インフルエンザ並みになったのだからやらないと思うし、特にこれまでは無料でやってきたコロナワクチンの接種も多分有料になるだろうし、果たしてインフルエンザ並みに私たちみたいな高齢者は1回1,000円でやれるような市の考え方はあるかといったら、全然これも分かっていないわけで、だとするとコロナのワクチンを打つ人が急激に下がっていくかも分からないわけです。そうなったら、今まで以上にコロナにかかる人も多くなるかも分からないし、院内感染だって同じようにずっと続くかも分からないという状況の中で、現実的には60%まで病床利用率が下がったということです。

この下がり方が令和5年度だけであるならいいのですよ、特殊事情だったということであれば。でも、今私が言ったように、看護師さんが急にベテランになるわけでもないだろうし、コロナが急に収まるわけでもないだろうしと考えていったときに、本当にこれが特殊事情だったのか、もしかしたら今後の市立病院は病床利用率が60%ぐらいしか保っていられないような病院になりかかっているのではないかというほどの心配をしているのですが、1回目についてはこの辺をまずお伺いするのです。

コロナも原因の一つとして挙げられていましたけれども、少し前の年度としてコロナが原因でかなり厳しくなっていたという令和3年度から調べて見たのです。1日当たりの入院患者数ですけれども、令和3年が357.1人だったのです。令和4年は下がって312.5人だったのです。そして、令和5年は何と293人に、1日当たりの入院患者さんは減ってきているのです。コロナは収まりかかっているのだけれども、入院患者さんは減っているのです。だから、コロナだからと言ってられる今の市立病院なのかとっていて、心配です。

次に、どうして医業収益の入りが少なくなったのに医業費用は同じようにお金が出ていくのだろうかということなのですから、費用について人件費があまり落とせないというのは、それは分かります。皆さんほぼ、うちの今の職員数は1,000人を超えるのですか、ほとんどの人たちが正職員なわけだし、入院患者が減ったからといって看護師さん休んでくださいといくわけないし、お医者さんは特に減らしては困るわけだし、だけれどもかかるものは、出るものは変わらないで入ってくるものが少なくなっていったら、ずっと赤字経営していかなければならないということではないですか。今後もこの医業費用というのが抑えられず、このままいくしかないのかどうかなのです。そこに病院としてのいろいろな費用を抑える知恵や工夫というものはないものなのかどうか。

この年どうしたのだろうと思います。すごく具体的に話をすると、例えば材料費なのですけれども、多分当初予算のときに、大体このぐらいの患者さんが来るから、薬はこのぐらい確保しなければ、手術のときの道具や何かもこのぐらい確保しなければとって予算を出すのだろうと思うのです。実はそんなにないと、患者さん減っているといったときに、急にやめるというわけにはいかないのかどうなのかなのですけれども、つまり一括で全部材料は買ってしまおうのかどうかかなのです。予算と同時に一遍に1年分を買うしかないのかどうか。こういうところの調整みたいなものは小まめにやっていかなかったら、費用の落としようがないです。下の給与費ともダブっていくのですけれども、人件費の比率なのですけれども、令和5年度は63.7%にもなるのです。人件費だけで医業収益の6割以上がもう使われてしまうという、これは固定費ですから、動かしようがないのです。でも、局長、どうなのですか、63%。実はおとしは71%にまで膨らんでいるのですけれども、それよりは落としてきたのかというのは分かるのですけれども、ただこの人件費比率の大きさというのは、これも何とかしていかないと今後の砂川市立病院はどうなっていくのかと思います。

とにかく給与費が先ほども言ったように、これまで見て一番多かったというのは先ほど1回目で言ったとおりなのですけれども、つまり給与費だけが右肩で上がっていくのですけれども、先ほどの看護師さんの話もあったのですけれども、病院スタッフの関係なのです。どうしてもうちの医療を続けていくためには1,000人規模の職員というのは必要なだろうと、必要だからこそ確保しているのだと思うのですけれども、そこで問題なのが職員の、言い方が悪くて、怒る人がいたらごめんなさいですけれども、質とか経験の問題です。人数だけいても、本当に嫌な言い方です。質とか、あるいは経験が不足している人が多かったとすれば商売的にいえばあまりいい状況ではないと思うのです。

それで、お伺いするのは、先ほど言った病院スタッフの離職率は一体どんな具合に年間なっているものなのか。つまり不慣れな人たちが循環しているものなのか、しっかりと慣れた皆さん方が定着をして、これだけの人材は必要で、ただたまたま入ってくる入院患者さんがすごく少なかったというこの年度だったのかということとの関連でお伺いするのですけれども、まずその点を2回目としてお伺いします。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の総括質疑に対する答弁を求めます。

病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 それでは、何点か質疑がありましたので、順次お答えをし

たいと思います。

まず、精神科病床を縮小する関係で当初予算のときにはもう分かっていたのではないかというお話がありました。当初予算、これは毎年ですけれども、予算を作るのが大体11月から12月ぐらいにかけて作るとなっております。その頃内々にそういった検討はしていたのですが、正式に決定をして、4月から精神病床を2病棟を1病棟にするというのを決めて、院内にその検討委員会をつくったのが1月11日であります。その委員会の中でタイトなスケジュールの中でやっていかなければならないということで、住民周知であるとか、関係機関への周知であるとか、あとは入院患者の調整といったものをやった上で4月からスタートしたわけであります。なので、当初予算にはそういったことで40床減を反映することができなかったということが1件目。

それから、4月から6月の入院制限、これは今回のみの特殊事情なのかというお話がありました。令和5年4月に入った新人の看護師さん、今回入った年代の方々というのは当院の看護学校でいけば3年間ずっとコロナの制約を受けていた年代の方々であります。したがって、校内実習とよく言うのですが、学校の中での実習、患者さん役を決めてやるような実習はやっているのですけれども、病院に来て、実際の患者さんに対する実習というのは未経験のまま4月に入職してまいりました。そうなってくると、対人のコミュニケーションであるとか看護技術も踏まえて、看護部サイドも夜勤も含めてやっていかなければいけないということで非常にそこら辺不安があるということで、どうにか3か月だけ教育期間をくれという申出があって、それは仕方がないと、医療安全の面からもそれは仕方がないでしょうということで4月から6月の3か月間は、恐らく令和5年度に限った話になると思いますが、制限をかけたということでございます。

それから、コロナ5類になったのだけれども、今後も収まることはない。その中で入院患者は確保できるのかというご質疑もありました。実は、今朝の段階で当院にコロナの入院患者さんは11名ほどおります。前と大きく変わったのは、コロナ患者さんがいても基本的に診療制限はかけませんと変えております。令和3年度がそうだったのですけれども、クラスターが発生しなくて、一般診療とコロナ診療をどちらも両立しながらできた。ただ、令和4年度はクラスターの関係で大幅に収益も下がったのですが、今後は、今もそうですが、コロナ患者さんがいても病棟の中でゾーニングをしながら診療制限なしで入院診療をやるということなので、コロナの患者さんがいたからといって入院患者さんが今までのように減るといえるのは今後はないと思ってございます。

それから、費用を抑える工夫であるとか材料の購入を含めてありましたけれども、例えば費用を抑える工夫でいきますと、院内の照明をLED化したということもありますし、あとは院内の各種会議や委員会、そういったものをまず整理して見直しをして、なるべくそういったところに時間が取られないように効率化を図る。あるいは、学会だとか研修会、現地に行くというよりもオンライン開催に積極的に参加をしてもらうように変更している

ということもあります。それと、材料費の関係で1年分一括で購入するののかという話がありましたけれども、それは使う都度購入をしておりますし、あとは価格交渉をする上で、近隣の自治体病院と共通の品物については共同購入を今始めておりますし、あとはベンチマークといいまして、他の病院との価格差を、うちは高く買っているのか低く買っているのかというものを見ながら、業者さんとの価格交渉というのでしょうか、そんなこともやっております。

それから、看護師さんの離職率と、あと質といいましようか、経験といいましようか、そういったお話がありました。まず、離職率から申しますと、令和3年度は5.5%です。令和4年度は5.2%、令和5年度はまだ途中ですので、出しておりません。それで、これが高いのか低いのかということになるのですが、全道と全国の平均値というのがいつも看護協会とかから出るのですが、それが令和2年度以降出ておりません。ですので、令和2年度で申し上げますと、全道、全国ともに10.5%とか10.6%とか、そういった数字で、全道、全国は大体10から11%で推移しておりますし、当院はコロナになる前は3%台だったりしたのですが、やはりコロナになって離職率は上がりました。コロナ前は辞める理由としては他の医療機関に転出をするという人が圧倒的に多かったわけですが、コロナになってからは家事専従ということで職場を離れるという方が増えております。

それと、質と経験の関係でいきますと、新規に採用する人でも経験者の採用というのも行っておりますし、新卒ばかりではないと。採用になった後も、認定看護師であったり、専門看護師、あるいは院外を含めた研修会への参加、各部署でやっている学習会、そういったものを通じて質の担保を図っておりますし、看護師さんの口コミサイトみたいなを見ると、砂川市立病院は忙しい、だけれども教育体制は非常にしっかりしてしているという声も見られるところであります。

それから、人件費比率が63.7%だと、これについてどう考えているのかというお話がありました。当然ながら費用を削減するというのは当たり前の話なので、やれるところは費用を削減しながらやっていきますが、令和4年、令和5年を見ると入院収益が明らかに落ちていきますので、人件費比率を下げるには医業収益を上げるというのが一番重要だと考えてございます。たまたま令和4年、令和5年につきましてはコロナの影響で入院収益を確保できないという状況が続きましたので、そこを今後改善していきたいと思っております。

以上ですが、もし答弁漏れがありましたら、ご指摘いただければと思います

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 総括質疑の最後の質疑になるのですけれども、今話を聞いている限り、医業費用に関してはこれ以上工夫のしようもないなという感じを受けました。ということは、患者の令和5年の私の計算でいくと63.7%の病床利用率ではとてもやっていけないということの結論だと思うのです。そこがどうしてそうなったかという、局長は先ほ

ど新人の看護師さんたちの教育期間を取るために4月から6月までを入院制限した。でも、これは本当に今年限りでそうではなくなるのですか。コロナでこの時期の新人の看護師さんたちはいろいろな実習ができなかったからというのがその理由のようでしたけれども、この仕組みはずっと続いていってもらわないと困るわけですよね。看護学校があって、そこからうちの病院に来てもらって、先ほどの離職率という中で、そうやって新しい看護師さんが一体いつまで市立病院で働いてくれているのだろうというのも聞きたかったのですが、多分ずっといてくれるためには、結婚をここでして、家でも建ててもらえばずっといてくれるのだろうけれども、そうでなかったら、うちの場合は市内で看護学校に来る人はそんなにいないと思うので、実家に帰るか都会に出るかするのだろうなとは思っています。

何とかしなければなりませんよね。このままでいくと、今回の補正予算書の中にもあるのですけれども、資金残高、キャッシュフローを見ると、22ページになるのですけれども、資金残高、現金、貯金と言ってもいいのですけれども、実は令和3年度には23億3,000万、約ですけれども、ありました。令和4年になると14億7,000万円に減りました。そして、令和5年、これを見れば分かるとおりで、一番下の段です。9億5,000万円に減りました。こんな状況をあと2年やれば、資金残高はなくなります。それでは困るのです。うちの病院は本当に大事に今までやってきて、公立病院で貯金があるというのは相当珍しいパターンだということもよく分かっているのですけれども、ただまちづくりの中核として市立病院が位置づけられて今までやってきたので、これが左前になってしまっただけで本当に困るのです。

最後の質問なので、お伺いをするのですけれども、まず1つ目として、私の言っていることが合っているかどうかをお伺いするのが、予算書の5ページに他会計負担金、正確な言葉で言うと負担金交付金、これは一般会計からいうと病院繰出金という項目になるわけですけれども、10億をちょっと超えるほどということです。これは、実は一般会計からお金が単純に出てきている、経営が困っているから出てきているのではなく、砂川市立病院が病床があったり、あるいは急性期であったり、いろいろなことをやっている病院だから、国から交付金が出て、その交付金一般会計に入って、一般会計から病院に来るという仕組みの医業外収益だということが私の今の言い方で合っているのかどうかということを確認したいのです。そこでうんと言ってくればいいのですけれども、それでは皆さんに分かりませんので、まずそこをお伺いしつつ、最後の質問です。仮に今の現金、預金が無くなったとします。赤字が続いたときはどうやって病院経営をしていくのか、ここを最後に補正予算でお伺いして、終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 まず、負担金交付金の在り方というか、性質というか、そういうものにつきましては、小黒議員がおっしゃるとおりでいいと思ってございます。

それと、キャッシュがなくなったらというお話がありましたけれども、我々が一番心配しているのはそこなので、そうならないようにどうしていくのかということは今一生懸命考えているのですが、仮になくなったら、市中銀行から一時借入れとか、そういったことになるのだと思うのですが、そうならないようにするために収益をどう上げていくのか、患者さんをどう集めるのか。患者さんをどう集めるのかというのは、例えば2次医療圏を超えて、美唄の方はこれまでも非常に増えてきてはいるのですが、最近ですと深川あるいは富良野からも患者さんが多く来る、あるいは救急車が多く来るようになってきてございますし、細かい話になりますけれども、当院はDPC病院ということになっておりまして、DPC病院の入院収益というのは、DPCの点数というのは国が診療報酬改定のときに決める全国一律の点数です。それに医療機関別係数というのがありまして、それは医療機関によって違いがあるので、その点数掛ける医療機関別係数によって、例えば急性期を頑張っている病院であるとか、そういったところに差がつくような仕組みになっているのですが、そういったものを上げるべく、1年以上地道な努力をしてくれています。2月の中ぐらいだったでしょうか、国から内示がありまして、その部分、平均在院日数をうまく短くコントロールしたといったことであるとか、救急医療にどれだけ貢献しているのかということも加味されて、その係数も今回ぐっと上がったので、これからはその部分での収益増というのも図られますし、管理者がいつも言っているのは増患、集患をどうしていくのかということを中心にみんなで考えながらやっていきたいと思っていますところ。キャッシュがなくならないように頑張りたいと思っています。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第6号までの一括総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、議長を除く議員全員で構成する第1予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

第1予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で本日の日程は全て終了しました。
本日はこれで散会します。

散会 午後 1時19分